

## 科学技術における協力に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定

日本国政府及びベトナム社会主義共和国政府（以下「両締約国政府」という。）は、  
両国間の友好的な関係を強化すること及び科学技術の分野における協力の発展を促進することを希望し、  
両国の国民経済における科学技術の重要性を認識し、  
科学技術における協力の一層の強化を確保することを確認して、  
ここに次のとおり協定する。

### 第一条

両締約国政府は、それぞれ自国の現行の法令に従って、平和的目的のため、平等及び相互利益の原則に基づき、相互に合意する科学技術分野における協力活動を促進する。

### 第二条

この協定に基づく協力活動には、次の形態のものを含めることができる。

- (a) 一般的な又は特定の問題の科学的及び技術的な側面に関する討議及び情報の交換を行うための、並びに協力を基礎として有益に実施することができる研究開発に関する計画を識別するための専門家の会合のような各種の形態の会合
- (b) 科学技術に関する情報、知識及び経験の交換
- (c) 科学技術の分野における調査、観察、研究及び訓練のための科学者及び技術専門家の交流
- (d) 合意された研究開発に関する協力計画の実施
- (e) 相互に合意する科学技術面でのその他の形態の協力活動

### 第三条

科学技術面での協力活動を促進するため、この協定に基づく特定の協力活動の細目及び手続を定める実施取極は、両締約国政府又は両締約国政府の機関のいずれか適当なものを当事者として行うことができる。

### 第四条

両締約国政府は、この協定に基づく協力活動に関し、公的部門及び民間部門の研究者及び研究機関の参加を認めることができる。

## 第五条

- 1 この協定の実施は、各国の利用可能な予算及び適用可能な法令に従うことを条件とする。
- 2 この協定に基づいて行われる各計画に関して生ずる費用は、相互に合意するところに従って負担される。
- 3 両締約国政府は、2に規定する費用を負担するか否かを決定するに当たっては、この協定の目的及び精神（科学技術の分野における協力の発展を促進することを含む。）に十分な考慮を払うべきである。

## 第六条

- 1 両締約国政府は、この協定に基づく協力活動から生ずる知的財産権又は所有権的性格を有する他の権利の保護及び配分につき十分な考慮を払うものとし、必要に応じ、この目的のために相互に協議する。
- 2 この協定に基づく協力活動から得られる非所有権的性格の科学的及び技術的な情報は、通常の経路を通じて、かつ、参加機関の一般的な手続に従い、いずれの締約国政府によっても一般の利用に供することができる。

## 第七条

- 1 両締約国政府は、この協定を効果的に実施するため、科学技術に関する合同委員会を設置する。
- 2 科学技術に関する合同委員会の任務は、次のとおりとする。
  - (a) この協定に基づく協力活動の進・状況を定期的<sup>ちよく</sup>に検討すること。
  - (b) この協定に基づく協力活動の新たな分野を定めること。
  - (c) この協定に関連するその他の事項を討議すること。
- 3 科学技術に関する合同委員会は、原則として年一回、相互に合意する日に日本国及びベトナム社会主義共和国において交互に会合する。
- 4 科学技術に関する合同委員会は、日本国外務省及びベトナム社会主義共和国科学技術省を共同議長とする。

#### 第八条

この協定は、いずれか一方の締約国政府が締結する他の国際条約又は協定から生ずるいかなる義務の効力又は履行にも影響を及ぼすものではない。

#### 第九条

この協定の解釈又は実施に関する両締約国政府間の紛争は、両締約国政府間の協議又は交渉を通じて友好的に解決される。

#### 第十条

この協定の改正は、両締約国政府間で交換される外交上の公文を通じて両締約国政府の相互の同意によって行うことができる。改正は、この協定の不可分の一部を成すものとし、外交上の公文が交換された日に効力を生ずる。

#### 第十一条

- 1 この協定は、署名の日に効力を生ずる。
- 2 この協定は、五年の期間効力を有し、その後は、順次それぞれ五年の期間、効力を存続する。ただし、一方の締約国政府がいずれかの期間が満了する少なくとも六箇月前までに他方の締約国政府に対してこの協定を終了させる意思を書面により通告する場合は、この限りでない。
- 3 前項の規定に基づくこの協定の終了は、この協定に基づいて行われ、かつ、この協定の終了の時までに履行を完了していないいかなる計画の実施にも影響を及ぼすものではない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千六年八月二十一日にハノイで、英語により本書一通を作成した。

日本国政府のために

ベトナム社会主義共和国政府のために